



# 広島市報

号外第4号  
 平成27年5月15日  
 発行所  
 広島市役所  
 (企画総務局法務課)  
 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の指定の解除…………… 1

告示

広島市告示第261号

平成27年5月15日

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成26年広島市告示第426号で指定した特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の全部について次のとおり指定を解除します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域  
 広島市南区月見町の2129番5及び2129番9の各一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
 ふっ素及びその化合物
- 3 指定を解除する形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置  
 土壤汚染の除去